

# 群馬大学中国医学研修生受入規則

平成16. 4. 1 制定

改正 平成19. 12. 26 平成23. 4. 1

改正 平成26. 4. 1

## (目 的)

第1条 この規則は、群馬大学（以下「本学」という。）における中国医学研修生（以下「医学研修生」という。）の受入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (定 義)

第2条 医学研修生とは、公益財団法人日中医学協会（以下「協会」という。）が中国から招致する研修生で、本学において研修を受ける者をいう。

## (資 格)

第3条 医学研修生として受け入れることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると学長が認められた者とする。

## (受入学部等)

第4条 医学研修生を受け入れることのできる学部等は、医学部、医学系研究科、保健学研究科、生体調節研究所及び医学部附属病院とする。

## (受入れの許可)

第5条 学長は、協会の理事長から医学研修生の受入れの申請があったときは、当該受入学部等の教育研究に支障のない範囲内で、審査の上、受入れを許可するものとする。

## (研修期間)

第6条 研修期間は1年とし、その始期は毎年度4月又は10月とする。ただし、研修期間が受入れを許可された日の属する事業年度を超える場合には、学長は、新たな申請に基づき、前条の規定により次年度の受入れを許可するものとする。

## (研修料)

第7条 医学研修生の研修料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）に定める額とする。

2 医学研修生の受入れを許可したときは、当該事業年度に属する研修料を直ちに協会から徴収するものとする。

3 既納の研修料は、返還しない。

## (研修方法)

第8条 医学研修生は、指導教員の指導の下に、あらかじめ定められた研修計画に従い、研修に従事しなければならない。

## (許可の取消し)

第9条 医学研修生として受入れを許可された者が、本学の諸規則に違反し、又は医学研修生として不適当と認められたときは、学長は、受入れの許可を取り消すことができる。

## (研修終了届の提出)

第10条 医学研修生は、研修が終了したときは、別紙様式第1号の研修終了届を学長に提

出しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

平成 年 月 日

群馬大学長 殿

医学研修生氏名

印

群馬大学中国医学研修生研修終了届

私は、群馬大学中国医学研修生として平成 年 月 日から（学部等・指導  
教員名）の指導の下に、（研修題目）について研修しておりましたが、平成 年  
月 日に終了しましたので、お届けします。

受入学部等の長

印

指導教員氏名

印